

事 務 連 絡
平成20年 7 月 2 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産ピーマン及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産ピーマン加工品において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

中国産ピーマン(パプリカと称されるジャンボピーマンを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)

2 検査項目及び検査頻度

(1) XIAMEN KARNEX FOOD CO., LTD.が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ジフェノコナゾールに係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 1の食品について、残留農薬(ジフェノコナゾールを含む。)に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)：赤ピーマン
2. 生 産 国：中国
3. 製 造 者：XIAMEN KARNEX FOOD CO., LTD.
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.03ppm(基準値：0.01ppm)
ピリメタニル 0.07ppm(基準値：0.01ppm)
5. 検 疫 所：大阪検疫所(届出受付番号：第61015174430号4欄)
6. 輸 入 者：泉 株式会社